

# 第一種圧力容器の製造時等検査は 一般社団法人日本ボイラ協会へ全面移行

- ◇移行期日 令和元年10月1日  
(島根労働局での申請受付は同年9月30日まで)
- ◇対象機械 特別特定機械(第一種圧力容器)
- ◇対象の検査 製造時等検査(構造検査・溶接検査・使用検査)

労働安全衛生法第38条第1項の規定により、特別特定機械(ボイラー(小型ボイラーを除く。以下同じ。))及び第一種圧力容器(小型圧力容器を除く。以下同じ。))については、登録製造時等検査機関(以下「登録機関」という。)の検査を受けることとされていますが、同法第53条の2第1項により、都道府県労働局長は、登録機関として登録を受ける者がいないとき、その他必要があると認めるときは、特別特定機械に係る製造時等検査(以下「検査」という。)の業務の全部又は一部を自ら行うことができることとされています。

今般、登録機関である一般社団法人日本ボイラ協会は、島根県内における第一種圧力容器の検査を全面的に実施できる体制が構築できるとのことから、島根労働局長が自ら行っていた第一種圧力容器についての検査の業務を、令和元年10月1日より行いません。



島根労働局・各労働基準監督署

## 停止期日に係る経過措置

停止期日(令和元年10月1日)以降は、島根労働局において検査の申請書を受理しません。登録機関において行います。

## 検査の登録機関

検査の登録機関は以下の機関となります。

一般社団法人日本ボイラ協会中四国検査事務所  
〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-8  
NEXTビル3階  
電話 082-221-8478

登録機関による検査業務の概要、検査申請の手続等については、こちらへお問合せください。

なお、ボイラーに係る検査は、引き続き島根労働局長が業務を実施します。

## 停止期日以降も島根労働局長において引き続き実施する業務

以下の業務については、停止期日(令和元年10月1日)以降も引き続き島根労働局において実施します。

- (1)労働安全衛生法第37条第1項に基づく第一種圧力容器の製造許可及びボイラー及び圧力容器安全規則第50条に基づく製造許可に係る変更報告に関する業務
- (2)材料の使用の可否、構造規格の規定の解釈等に係る問合せ